令和３年　月　日

三重県環境生活部地球温暖化対策課あて

**【令和３年度脱炭素経営支援事業】参加申請書**

令和３年度脱炭素経営支援事業について、募集内容に同意の上、下記のとおり応募します。

|  |  |
| --- | --- |
| （１）申請者 | |
| 住所 |  |
| ふりがな |  |
| 企業名 |  |
| 代表者氏名 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| （２）連絡担当者 | |
| 部署名等 |  |
| 役職等 |  |
| ふりがな |  |
| 氏名 |  |
| e-mail アドレス |  |
| 電話番号 |  |
| 住所 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （３）企業情報 | | |
| 業種　※あてはまるもののうち、代表となる**ひとつのみ**、チェックをしてください。  製造業「その他製品」・「その他企業」・「その他法人」の場合は、括弧内もご記入ください。 | | |
| 製造業 ※下記からお選びください。  食料品　　繊維製品　　パルプ・紙　　化学　　医薬品　　石油・石炭製品  ゴム製品　　ガラス・土石製品　　鉄鋼　　非鉄金属　　機械　　電気機器  輸送用機器　　精密機器　　その他製品（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  水産・農林業　　鉱業　　建設業　　電気・ガス業　　陸運業　　海運業  空運業　　倉庫・運輸関連業　　情報・通信業　　卸売業　　小売業　　銀行業  証券・商品先物取引業　　保険業　　その他金融業　　不動産業　　サービス業  その他企業（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  その他法人（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| 企業概要　　※60字程度で簡潔にご記入ください。 | | |
|  | | |
| 資本金、従業員数、売上高とその対象年度をご記入ください。 | | |
| 資本金 | 従業員数 | 売上高 |
| 円（　　年度） | 人（　　年度） | 円（　　年度） |

|  |  |
| --- | --- |
| （４）三重県内の事業所に関する情報  ※三重県外に事業所等を有していない場合はご記入いただく必要はありません。 | |
| 三重県内の事業所概要　　※60字程度で簡潔にご記入ください。 | |
|  | |
| 三重県内の従業員数、売上高とその対象年度をご記入ください。 | |
| 従業員数 | 売上高 |
| 人（　　年度） | 円（　　年度） |

|  |  |
| --- | --- |
| （５）本事業に応募する理由、成果の活用方法など | |
| 応募理由・課題等 | 【応募理由・現状の課題等をご記入ください】 |
| 成果の活用方法 | 【本支援事業により得られた成果について、想定している活用方法を可能な範囲でご記入ください】 |
| これまでに実施してきた環境関連の取組 | 【これまでに実施してきた環境関連の取組について、温室効果ガス削減に資するものを中心にご記入ください】 |

|  |  |
| --- | --- |
| （６）応募条件についての同意  **下記「応募条件」をご確認いただき、本事業に応募する場合は以下①～⑨全てに同意の上、チェックをしてください。** | |
|  | ①本支援事業の参加費用は無料ですが、参加者側の交通費等の一切の実費は、自らが負担すること。 |
|  | ②三重県ＨＰ等において本支援事業の参加者として企業名が公表されること。また、本支援事業により得られた成果等について、三重県ＨＰ等への掲載に同意すること。 |
|  | ③本支援事業は、三重県が業務委託により実施します。委託業者が決定しなかった場合、延期または中止する場合があること。 |
|  | ④本支援事業において、三重県及び三重県の委託業者に提供された企業情報及び個人情報等については、本支援事業の遂行に必要とされる範囲に限り、三重県及び三重県の委託業者が使用すること。 |
|  | ⑤アドバイザーによる個別支援（３回程度）のほか、キックオフ会議及び取組成果共有会を各１回開催するため、これらに参加すること。 |
|  | ⑥本支援事業において、支援対象企業は、アドバイザーによる面談形式の個別支援等を受けて、温室効果ガス排出量の現状把握、ＳＢＴの認定基準に準じた中長期の温室効果ガス削減目標の設定、削減目標達成に向けた３か年程度の短期計画の策定を行うこと。 |
|  | ⑦支援対象企業は、本支援事業終了後３年間、温室効果ガス削減の取組状況を三重県に書面で報告（年１回）すること。 |
|  | ⑧本支援事業の結果としてＳＢＴ認定取得、ＳＢＴ認定のコミット、および設定した削減目標の達成は必須ではないこと。 |
|  | ⑨参加者は、参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員でないこと、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。万一、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合は、三重県は支援を中止すること。 |

以　上